

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	地域活動団体支援事業 (No.12)	担当課	総務部地域振興課
-----	--------------------	-----	----------

	委員会からの意見(指摘事項)	各所管における検討・改善結果
1	現在、各まちづくり委員会に配当されている予算では、新規事業に取り組むことが出来ないため、予算配分の見直しが必要である。	現在のまちづくり委員会の活動については、当初行政側が意図していた内容と必ずしも一致していない状況となっております。 今後、支援制度ありきではなく、まずはそれぞれの地域における課題を議論し、地域全体として取り組みのテーマを見出させていただくことから始めたいと考えており、その先導役として地域担当職員を有効活用して欲しいと考えております。 その結果として、行政の支援が必要なものについて支援を検討してまいります。
2	まちづくり委員会と町内会の担当課が異なっていて分かりにくいいため、整理が必要である。	まちづくり委員会、町内会の担当課については、十分に連携が可能で、市民に対してわかりやすい体制とするため、現在、庁内において検討しております。
3	まちづくり委員会と町内会が連携して取組みを行えるよう、目的、活動内容、地区割り等について再検討が必要である。	まちづくり委員会は地域の共有する課題を議論し、将来の地域づくりに向けたテーマを見出し、町内会や関係団体等と連携を図り、地域全体の活動に繋げていく役割を担っていただきたいと考えており、活動としては地域一体となった活動を検討していただきたいと考えております。 現在の地区割については、問題の出ているところから検討してまいります。
4	成果を上げている地区の活動を他の地区への見本として周知する必要がある。	これまでも委員長会議等で、各地区の活動を発表する場を作ってきました。 歩道植樹樹の植栽や管理、アイスキャンドル等は、地域だけではなく市民にも広がった例ではないかと評価しているところです。 今後も出来るだけ活動について情報共有の場を設置していきます。また、活動が出来ない地区には、地域担当職員を通じて、他地区の事例等を紹介しながら、地域一体となった活動につながるものを見出してまいります。
5	まちづくり委員会が何を目的にどのような活動を行う組織なのかを住民に対して再度周知徹底する必要がある。	まちづくり委員会の目的、活動内容については、3で述べたとおりですが、平成24年度には地域に入って、十分な説明を行ってまいります。

事業名	地域活動拠点整備推進事業 (No.13)	担当課	総務部地域振興課
-----	----------------------	-----	----------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	地域住民のニーズを適時反映出来るよう柔軟な管理体制の構築が必要である。	公の施設であるため、条例・規則による一定の制約がある中、地元の住民による運営協議会が指定管理者となり管理運営をしております。 地域の方々の利便性を第一に考え、出来る限り柔軟な対応をしておりますが、公の施設であるがため、利用者に対しての公平性も考えなければならないため、ケースによって検討しなければならないものと考えております。
2	活動拠点センターを指定管理者制度で管理運営していることによる経費削減効果や住民サービスの充実度などの検証が必要である。	指定管理者制度による費用対効果については、当然検証する必要があるものと考えますが、本施設は、住民サービスの向上、並びに利用者の利便性に配慮することを主におき、地元の方々による運営協議会での指定管理をしております。 当初の目的である住民サービス向上については、アンケート結果によるところでは、一部改善が必要な施設もありますが、ほぼ満足な結果が得られていると考えております。 経費削減効果としては、職員が他の職務に専念できる等、一定の効果が得ております。また、各指定管理者において努力して効果を上げている部分もあります。 今後も検証しながらサービス向上を進めてまいります。
3	住民サービスの充実度を把握するため、アンケート調査以外に、利用者や町内会との懇談会の開催などが必要である。	アンケートの回答数は、施設ごと異なっておりますが、アンケート調査で十分に利用者の意見の把握が出来ているものと考えております。また本年2月から、アンケート調査に加え、意見箱を設置し、利用者の意見を管理運営に反映するようにしております。 懇談会については、運営協議会は各町内会で構成されており、町内会の意見や利用者の意見が出されており、その都度、反映できるものは管理運営に反映する仕組みになっております。また、市長のふれあいトークをはじめ、いくつかの場が設定されていることから現段階で活動拠点センターの管理運営に特化した懇談会の開催は考えておりません。
4	活動拠点センター設置後の各町内会館の利用状況等を踏まえて、今後の利用状況等を検証する必要がある。	活動拠点センターの建設後における町内会館の利用状況の把握はしたことがありませんが、市民生活課で、毎年町内会館の利用状況の調査を実施しており、その資料を活用し利用状況等の検証を行ってまいります。

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	町内会活動等支援事業 (No.14)	担当課	生活福祉部市民生活課
-----	--------------------	-----	------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	まちづくり委員会と町内会の担当課が異なっていて分かりにくいいため、整理が必要である。	まちづくり委員会、町内会の担当課については、十分に連携が可能で、市民に対してわかりやすい体制とするため、現在、庁内において検討しております。
2	まちづくり委員会と町内会が連携して取組みを行えるよう関係を整理する必要がある。	上記記載のとおり、現在、連携強化のため担当課について庁内で検討を行っているところであり、両組織の関係についても合わせて整理・検討を行ってまいります。
3	町内会交付金について、地域の実状を把握した上で適切な把握に努める必要がある。(広報紙の配布割について、郡部では戸数が少なく距離も離れているため、交付金額で配布するのは難しい)	町内会交付金については、地域住民の自治組織活動の活性化の一助に少しでも役立てばとの思いから、市が全町内会へ援助している交付金となっております。この趣旨からして、公平性を大原則に町内会への交付金の基礎を定めているものであります。地域の実情も異なり不満もあることと思っておりますが、交付金の趣旨を何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。また、各々の町内会によっては、様々な事情があると思っておりますので、必要に応じてお話を伺ってまいります。

事業名	夢広がる学校づくり推進事業 (No.46)	担当課	教育部学校教育課
-----	-----------------------	-----	----------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	各校が独自の予算の中で行っている同様の事業についても把握し、本評価に取り入れる必要がある。	各学校では、これまでも独自予算の中で、教科指導や総合的な学習、特別活動などにおいて、創意工夫で特色ある教育活動を行ってきました。「夢広がる学校づくり推進事業」はこれらを一層推進するため、これらのうち対象となる取組について支援しているところです。各学校では、学校運営に関して「学校評議員制度」により保護者や地域の方々の意見を幅広く聞く機会を設けたり、自己評価や学校関係者評価などの「学校評価」が行われております。市の行政評価は、市が実施(支援)する事業を対象としたものです。対象外の活動については、学校評価の中で改善と充実を図っております。
2	成果指標が「事業を実施する学校の割合」となっているが、本事業の成果指標として適しているのか検討が必要である。	本事業の趣旨である「学校での学びや生活に喜び」や「地域と学校に誇りと夢を持つ」などが達せられているか否かを数値化して判断することは非常に難しく、現在は「事業を実施する学校の割合」としているところです。今後は、例えば「国語、算数・数学」や「総合的な学習の時間」、あるいは「学校生活」について、子ども達がどのように思っているかなど「学習状況調査」の結果が成果指標として適しているかどうか、検討したいと考えております。
3	申請があった全ての事業を採択する形を取ると、何年も同じものを繰り返し、マンネリ化する傾向があるため、各校の見本となるような特色ある事業を重点的に採択するなどの工夫が必要である。	申請後、委員会で実施事業の内容を審査・決定し、必要に応じて各学校へ助言等を行っているところです。今後は対象事業の数を絞り、各校のモデルとなるような、より特色のある新規事業を重点的に採択するなどの見直しを進めながら、各学校における特色ある教育活動を推進してまいります。
4	特色ある事業については、他校にも周知等を行い、全校での実施を推進する必要がある。	各学校の特色ある取組について周知等を行いながら、これら特色ある教育活動がより一層推進するよう努めてまいりたいと考えております。
5	地域(PTA・子育て連絡協議会・NPO法人等)との意見交換等を行い、連携しながら、各地域の実情に即した事業展開を図っていく必要がある。	各学校では、これまでも家庭や地域の連携による活動を行ってきたものと受け止めておりますが、いただいたご意見を真摯に受け止め、各学校がこれまで以上に地域との連携をより一層強めながら特色ある教育活動が展開されるよう、配慮してまいります。
6	教育研究会で実施した教職員の養成講座や視察研修は、本事業の本来の目的とは異なると思われるので、改善の必要がある。	学力向上など実践研究事業も本事業の対象としていることから、教師を対象とした「授業力養成塾」や「学校経営力養成塾」も対象としてきたところです。今後は子どもたちが直接、参加するような取組を対象とするよう改善してまいります。
7	継続事業については、目的に即した効果や成果が得られているかを検証する必要がある。	今後は事業の数を絞り、各校のモデルとなるような、より特色のある新規事業を重点的に採択するなどの見直しを進めながら、各学校における特色ある教育活動を推進してまいりたいと考えております。

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	スポーツ施設整備活用事業 (No.67)	担当課	教育部社会教育課
-----	----------------------	-----	----------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	指定管理者制度を導入している施設については、制度導入の目的に即した管理運営が行われているかを定期的に検証する必要がある。	仕様書に沿った適正な管理、運営が行われているかの検証については、これまでも指定管理者からの業務報告書(月報)及び管理実績報告書(年度中間・年度終了時)に基づく検証はもとより随時、管理施設への立入等を行ってきております。 さらに施設の管理、運営に向けた重要な指針とするため各施設利用者(団体・個人・大会等観覧入場者含む)モニタリング(無記名用紙・回収箱等設置)を実施し、その集約・分析結果をもとに指定管理者と協議しながら必要な改善に結び付けております。 また、これまでも指定管理者と定期的なものに拘らず、必要に応じて情報交換を行ってありますが、今後も連携を図りながらモニタリング内容やその方法について改善を進めるとともに、適正な管理、運営の検証と利用者サービスの向上に努めてまいります。
2	指定管理者との連携を今まで以上に強化し、市民ニーズに応じた管理運営を行っていく必要がある。	指定管理者とは、随時、必要な情報交換を行いながら施設の管理運営を行ってありますが、定期的に連絡会議を設けるなどの工夫を重ねながら、より市民の皆様喜んでいただける施設運営に努めてまいります。
3	市民満足度を把握するため、アンケート調査以外に、利用者やスポーツ団体との懇談会の開催などが必要である。	前述のとおり、各施設利用者のモニタリング調査を行ってきてありますが、さらに各種スポーツ団体、少年団を含め中体連、高体連・高野連等の代表者が出席する利用者調整会議や事務局長会議を通じて、直接、施設利用に関しての意見をいただき、必要な改善に結び付けております。 今後は、モニタリングを含め利用者の声を聞く仕組みづくりの検討を進めるとともに利用者サービスの向上に努めてまいります。
4	各施設の改修等については、長期計画等に基づき、適切に行っていく必要がある。	相当年数を経過し改修を必要とする施設も少なくないことから、利用者の安全を優先し、状況に応じて順次改修等を実施している状況です。 現在、各施設の目的や利用者の推移にも着目し、今後の各施設のあり方について庁内で検討を進めているところであり、今後は、その結果に基づき施設総体として年次的な改修を行ってまいります。

事業名	子育て支援推進事業 (No.81)	担当課	教育部こども課
-----	-------------------	-----	---------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	ファミリーサポートセンターの会員や各事業の参加者の増加を図るため、様々な情報媒体を活用し、積極的にPRを行う必要がある。	ファミリーサポートセンターや各種事業の周知については、これまでも、市ホームページへ「在宅育児支援事業行事予定」を一覧表の形で掲載しているのははじめ、子育てガイドブック「わいわい子育て・ポケットわいわい」の作成・配布、市内3ヶ所ある「子育て支援センター」や「つどいの広場」の参加者へのお便り、広報紙、FMわっぴー、報道機関への記事提供等を通じて行ってまいりました。 今後も、より多くの参加が得られるよう、引き続きPRしてまいりたいと思います。
2	本市で行っている子育て施策は、非常に充実しているため、本市以外の方々にも積極的にPRする必要がある。	これまでも、市ホームページ、子育て関係施設、公共機関などを通じ、主に情報を必要としている方を対象に、子育て施策の紹介を行ってまいりましたが、いただいたご意見を参考に、今後は単身赴任の多い機関などの人事部署などへも情報提供を行い、さらに積極的にお知らせしてまいりたいと思います。 転入者から事前に問い合わせがあった場合等に行っている資料の送付も、継続して行っていく予定です。
3	事業の統廃合を行う際には、市民(利用者)に対して説明を行い、理解を得る必要がある。	つどいの広場の終了については、つどいの広場、各支援センターにお知らせの掲示を行い、市ホームページに案内の掲載を行ってまいります。広場利用者に対しては、担当職員から各支援センターの案内をもらい、お別れ月間を作ることでスムーズな移行を行ってまいります。
4	新しい事業を実施する際には、市民が求めていることをしっかりと把握した上で、事業展開していくことが必要である。	総合計画、次世代育成支援行動計画等を策定する際に行ったニーズ調査に基づき、策定された計画ではありますが、新規事業の実施の際は情勢なども考慮し、再度ニーズ調査を行う等、直近の市民の声の把握に努めてまいります。

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	高齢者在宅介護支援事業 (No.90)	担当課	生活福祉部介護高齢課
-----	---------------------	-----	------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	事業のPRについては、必要としている人に情報が提供されるよう、事業実施当初だけでなく、継続的に行っていく必要がある。	各事業の周知については、現在、市のホームページをはじめ、出前講座等を活用した町内会、団体等への情報提供を中心に行っております。今後は、各事業の内容を一覧できるような資料の作成・配布や広報紙への継続的な掲載を通じ、さらに市民の皆さんにお知らせできるよう努めてまいります。
2	本市独自で行っているサービスについては、様々な情報媒体を活用し、本市以外の方々へのPRも積極的に行っていく必要がある。	本市以外の方へのPR方法としては、多くの方が目にする市のホームページの内容を充実することで図ってまいりたいと考えます。
3	各事業の市民ニーズや利用者満足度を把握し、より充実したサービスの提供を行う必要がある。	各事業の市民ニーズや利用者満足度の把握については、各種計画策定等の際に行う市民アンケートや、利用者の相談窓口の機能を担っている在宅介護支援センター等関係機関との情報交換などを通じ行っております。今後も、利用者の声に耳を傾け、より望ましい事業(サービス)となるよう、努めてまいります。
4	事業の統廃合については、利用人数や市民ニーズのみならず、利用者やその家族への聞き取り等を行い、総合的に判断して検討する必要がある。	事業の統廃合にあたっては、利用者の実態を確認し、十分に説明して理解を得ながら進めており、今後もそうしたプロセスは必要なものと認識しております。

事業名	高齢者福祉措置事業 (No.91)	担当課	生活福祉部介護高齢課
-----	-------------------	-----	------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	特に無し	—

事業名	高齢者包括的支援事業 (No.92)	担当課	生活福祉部地域包括支援センター
-----	--------------------	-----	-----------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	事業のPRについては、必要としている人に情報が提供されるよう、事業実施当初だけでなく、継続的に行っていく必要がある。	出前講座を積極的に実施するとともに、情報を得る機会の少ない高齢者については、在宅介護支援センターとの連携強化を図り、事業周知やサービス利用を促進してまいります。
2	本市独自で行っているサービスについては、様々な情報媒体を活用し、本市以外の方々へのPRも積極的に行っていく必要がある。	本市以外の方へのPR方法としては、多くの方が目にする市のホームページの内容を充実することで図ってまいりたいと考えます。

事業名	新・省エネルギー推進事業 (No.121)	担当課	総務部地域振興課
-----	-----------------------	-----	----------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	市民や観光客のメガソーラー施設の見学場所として、道立公園の展望台を活用するため、北海道と連携を図り、PRする必要がある。	当初、道立公園展望台にメガソーラーの説明看板を設置しておりましたが、周知不足もあり利用者は、あまり多くみられませんでした。現在、策定している次世代エネルギーパーク構想基本設計においては、メガソーラー発電所の隣接地に展望施設を設置する計画であり、整備するに当たっては、十分な周知を図ってまいります。
2	環境づくり会議の活動をより活発化させるとともに、議論の内容について広く市民へ周知する必要がある。	環境づくり会議は、本市の環境基本計画に基づく環境保全活動を、市民・事業者・各種団体が連携・協働して取り組む自主的な組織となっております。会議の開催結果は、市ホームページで公開しているほか、本年開催した環境展には、3部会全てがブース展示を行っており、市広報紙などを通じて市民周知しております。今後も市が開催する環境フォーラム等に、ブース展示を継続する予定であるほか、次世代エネルギーパーク構想策定時のワークショップでの関わり、環境学習開催時のDVD作成など、様々な活動について、より市民周知に心がけるほか、他の環境施策に対する活動の検討についても依頼してまいります。
3	エネルギーパーク構想について、一定程度計画がまとまった段階で、市民へ周知を行い、市民の意見を反映させながら進める必要がある。	現在、基本計画を策定中であり、当初、計画策定後に、市民に周知する予定でありましたが、策定にあたっては環境づくり会議のメンバーに加え公募の市民にも参加いただき、ワークショップ手法を取り入れ、計画策定に関わっていただくことといたしました。

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	リサイクル推進事業 (No.124)	担当課	生活福祉部衛生課
-----	--------------------	-----	----------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	古衣類の回収ボックスについて、公共施設は開館日時等が限られているため、町内会館等への増設を検討する必要がある。	公共施設は、開館日時等が定まっておりますが、町内会館等は、利用できる日時が個々に異なっていることから、改修ボックスの維持管理上に課題があり、現状では設置を見合わせているところです。 今後については、設置・管理が可能かどうか各町内会と協議を進めたいと考えております。
2	リサイクルに関連して、起業しようとする人が市内にもいるので、そういうところにも目配りする必要がある。	リサイクル分野での起業化については、本市の廃棄物・リサイクルの現状をはじめ、起業化にあたっての法的要件等に関する情報提供など、衛生課で相談対応が可能なことから、市のホームページ、広報紙を通じ、広く市民の皆様へ周知したいと考えます。
3	リサイクルやごみ減量化に関して、学校と連携を図りながら、環境教育を推進することが必要である。	子どもたちへの環境教育としては、これまで市内小学生(3・4年生)を対象として「社会科副読本」を利用して、「ごみの現状・処理」「ごみの減量・リサイクル」について学ぶ機会を設けてまいりました。 しかし、一人ひとりの環境問題に対する意識を高めるためには、子どものうちからの教育が重要だと考え、副読本の活用に加え、市職員が学校に出向き、直接、市の現状等を説明して、さらに学習を深めてもらえるよう、既に校長会に協力を依頼しているところです。 今後、これらの機会を利用しながら、環境教育の充実を図ってまいりたいと思っております。【廃棄物減量推進事業4と同じ】

事業名	廃棄物減量推進事業 (No.125)	担当課	生活福祉部衛生課
-----	--------------------	-----	----------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	事業系ごみにおいて、分別していないものが多いと見られるため、何らかの対策が必要である。	事業系ごみについては、これまで、直接訪問によるごみの排出抑制や資源化の徹底を啓発しており、今後も企業向けの訪問講座の開催等の充実を図ってまいります。
2	生ごみの分別について、住民への周知をしっかりと行い、住民理解を得ながら取り進めていく必要がある。	生ごみの分別については、市のホームページや広報紙を活用して事前周知を図るとともに、各町内会で説明会等を開催してまいりました。分別開始から現時点で半年近く経過いたしました。皆さまのご協力のおかげで、概ね順調に生ごみの回収が行われています。 処理施設の適正な運営につきましても、地域での説明会や施設見学等で訪れる皆様へ説明するとともに、市のホームページや広報紙を通じ情報の公開、周知を図り、多くの皆様にご理解いただき「ごみの減量」「ごみの分別」「リサイクルの推進」に向け、継続して取り組んでまいります。
3	ごみの適切な処理や減量化の推進に当たっては、町内会との連携が必要不可欠であるため、しっかりとした協力体制を築き、取り進めていく必要がある。	市では、平成20年度から各町内の協力を得て減量化推進員を配置(町内会が推薦した人を市が委嘱)し、地域の環境美化とごみ出しマナーの改善や不適正排出の防止に努めてまいりました。 『減量化推進だより』を定期的に発行するなど、各町内会と情報共有・連携を図り、現在に至っておりますが、今後は全ての町内会に減量化推進員を配置していただけるよう、町内会との連携強化に努めてまいります。
4	リサイクルやごみ減量化に関して、学校と連携を図りながら、環境教育を推進することが必要である。	子どもたちへの環境教育としては、これまで市内小学生(3・4年生)を対象として「社会科副読本」を利用して、「ごみの現状・処理」「ごみの減量・リサイクル」について学ぶ機会を設けてまいりました。 しかし、一人ひとりの環境問題に対する意識を高めるためには、子どものうちからの教育が重要だと考え、副読本の活用に加え、市職員が学校に出向き、直接、市の現状等を説明して、さらに学習を深めてもらえるよう、既に校長会に協力を依頼しているところです。 今後、これらの機会を利用しながら、環境教育の充実を図ってまいりたいと思っております。【リサイクル推進事業3と同じ】
5	生活用品ダイアル市は、リサイクル推進事業の中に位置付けられているが、排出抑制の目的もあるため、さらに利用促進を図る必要がある。	「生活用品ダイアル市」は、譲りたい・譲ってほしいという方の橋渡しの一端を担っているものと認識しております。ただし、成立するまでは自宅で保管、また無料での受け渡しになるため、有料で引き取って欲しい、あるいはすぐに引き取って欲しいという方は、民間の事業者やフリーマーケット等を利用されている方も少なくないものと思われまます。 お互いのニーズが一致した場合、「生活用品ダイアル市」はごみの排出抑制に有益な事業ですので、今後も市のホームページと広報紙(毎号)に掲載してお知らせしてまいりたいと考えます。

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	有害鳥獣対策事業 (No.126)	担当課	建設産業部農政課
-----	-------------------	-----	----------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	エゾシカによる被害が非常に増えているため、駆除頭数の増加や罠の精度の向上など、これまで以上の対策が必要である。	エゾシカによる人への加害行為や交通事故、また農業被害が深刻化していることから、本市としても危機感をいただいております。そのため、北海道が保有していた“エゾシカの捕獲許可権限”を、平成22年12月に本市が委譲を受け、本年度から国の交付金等を活用しながら駆除計画数も大幅に引き上げる(50頭⇒400頭)とともに、猟友会と連携を図り体制を強化したところです。 なお、北海道は平成21年度から罠による試験捕獲を開始したものの実績が上がらずにいましたが、本年度は誘導柵を設置する等の工夫により初めて大量捕獲に繋がっております。 今後は、こうした実績を踏まえながら、新たな対策を講じることができないかも含め研究し、生活環境・農業被害の拡大防止を図ってまいります。
2	エゾシカの駆除頭数について、予算を増額して、駆除頭数の増加を図ることも検討する必要がある。	シカ肉の加工施設を整備する際、食用については助成を受けられますが、それ以外の施設では支援制度がないこともあり、事業の実現には至っていないのが現状です。 本市では駆除頭数を拡大していることもあり、利活用がさらに重要な課題になることが見込まれますので、今後、商業化につながる商品開発などについて、関係機関と協議を進める予定です。
3	エゾシカの駆除後の処理について、様々な業界と連携を図りながら、商業化への方策についても検討する必要がある。	本市では捕獲用箱罠を2個所有しておりましたが、駆除数の増加に対応するため、本年度、新たに20個を導入して駆除体制の強化を図りました。今後につきましても、地域の協力をいただきながら、捕獲用具の整備、駆除体制の強化を計画的に進めてまいります。
4	アライグマは繁殖率が非常に高いため、早急に何らかの対策を講じる必要がある。	農業者の方に牛舎への侵入防止対策を行っていただけるよう情報提供を行うとともに、猟友会と銃による効率的な駆除の可能性について協議を行う等、効果的な対策が講じられるよう進めたいと考えます。
5	郊外では、カラスによる農業被害も増加しているため、何らかの対策が必要である。	

事業名	防災対策事業 (No.134)	担当課	総務部総務課(防災担当)
-----	-----------------	-----	--------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	災害時の備蓄品は、ある程度の規模の災害を想定し、十分な量を用意する必要がある。	備蓄品については、現在、専門家の協力を得ながら検証を行っている最中です。 今後、本市の地形、人口分布、想定される災害の規模等を考慮した上で、具体的な品目や保管場所等について決定してまいります。本市のみで対応が難しいものについては、自治体同士や企業との協定等も行いながら、一定量が確保できる体制を整えていく考えです。
2	避難場所の中には、川の近くにある施設もあるため、民間が所有している建物の利活用も含めて検討する必要がある。	現在、専門機関の助言を受けながら、避難所のあり方の検討を進めている最中です。いただいたご意見のとおり、公共施設のみでは限界があるものと考えており、津波避難ビルの民間協力も含め、この中で検討を進めております。 検討結果につきましては、まだしばらく時間を要しますが、安全な避難所と避難路の確保に努めてまいります。
3	出前講座等を積極的にPR・活用し、防災意識を高める必要がある。	防災意識の醸成につきましては、防災講座を積極的に開催しており、特に東日本大震災後は町内会等の要望も増え、本年度は1月末現在で既に8回開催しております。町内会の役員会等を通じ、防災講座のPRを行っており、今後も、継続的に周知してまいりたいと考えております。 また、現在、災害に対する備えなどを掲載した「防災ガイドマップ」をとりまとめ中で、本年3月に、全世帯に配布して防災意識の高揚を図っていく予定です。
4	自主防災組織の機材購入に対する助成制度について検討する必要がある。	これまでは、宝くじの収益を財源とした(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、自主防災組織の機材購入に対する助成を行ってまいりましたが、今後、さらに自主防災組織の立上げを加速化するためにも、自主防災組織の必要資機材の整理も含め、助成について検討してまいりたいと考えます。
5	子どものうちから様々な災害に対する防災意識を高めるため、防災教育を推進する必要がある。	各学校における現在の防災への取り組みとしては、災害に対応した避難訓練や、消防・気象台職員などによる講演などが行われおりますが、今後、防災意識醸成につなげるためのさらなる取組について、教育現場とも相談しながら検討したいと考えます。
6	東日本大震災で防災に対する市民意識が高まっているため、早い時期に防災計画等を見直す必要がある。	現在、防災計画に含まれる多岐にわたる項目のうち、庁内初動体制や災害弱者の避難支援について、庁内に編成した「防災プロジェクトチーム」で検討を進めているところです。 また、避難所や避難経路などについては専門家の助言を得ながら、別途検討を進めているところです。 北海道においても津波避難に関する計画指針を策定しておりますが、これらの検討結果等、具体的な事項につきましては、来年度以降、防災計画に反映していく予定です。

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	防災情報管理事業 (No.135)	担当課	総務部総務課(防災担当)
-----	-------------------	-----	--------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	防災情報メールの登録者数増加を図るため、各町内会の協力を得ながら取り進める必要がある。	登録者数が伸び悩んでいた防災情報メールにつきましては、学校関係者(教職員等)や町内会、公共施設の受託者など、本年度は各種団体別の周知徹底を進めたところ、秋以降、その登録者数は着実に増加しております。 また、担当職員の名刺に、登録に必要な画面にアクセスできる次元バーコードを印刷するなどの工夫も取り入れておりますが、今後、各種講演会や行事等の際に、積極的に防災情報メールを紹介し、さらに登録者の拡大を図ってまいります。
2	防災情報の伝達手段として、防災メールのほか、FMラジオの活用など様々な手法を検討する必要があります。	現在、庁内に「防災プロジェクトチーム」を設置し、防災情報の新たな伝達方法の導入を含め、緊急通報体制確立のための具体的手段の検討を進めております。 その一つとして、FMコミュニティ放送を利用した緊急情報伝達が有効な手段であると考えており、これを柱とした情報伝達強化の具現化に向けて国の交付金を活用するべく、既に提案を行っているところです。
3	FMラジオを活用して防災情報を伝達する場合、難聴地域への対策についても検討する必要があります。	また、FMラジオの難視聴地域が存在については、FM放送活用の課題であると認識していたことから、同放送局が解決に向けた変更許可申請を行うにあたっては、意見書を提出するなどの支援を行ってまいりました。その結果、このたび申請が認められることとなり、難視聴地域の大幅な解消が可能となりました。 今後、これらの資源をいかしながら、必要な情報を迅速に伝えることができる体制を整えてまいります。
4	高齢者世帯や独居老人世帯では、携帯もパソコンも利用していない方が多いため、それらの方々に対する災害時の対応等について、町内会等と連携して検討する必要があります。	災害時、高齢者や独居世帯などを何らかの支援が必要になるとされる方への対応については、庁内に設置した「防災プロジェクトチーム」で現在、課題解決に向けた検討を進めているところです。 それぞれの方の状況に応じた『要援護者避難支援計画』の策定、また実際の支援にあたりましては、近所にお住まいの方や町内会、民生委員などの力が必要不可欠でありますので、今後、協力をお願いしながら進めていく予定です。
5	防災情報の伝達体制については、日頃から訓練等による確認を行い、正確に伝達されているかを検証する必要があります。	現在は、隔年で実施している「総合防災訓練」の中で、情報伝達訓練を行っておりますが、東日本大震災を教訓に、情報伝達の重要性を改めて認識いたしましたので、平成24年度からは、新たに関係機関や庁内における情報伝達の訓練を実施する予定となっております。

事業名	耐震改修促進事業 (No.136)	担当課	総務部総務課(防災担当)
-----	-------------------	-----	--------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	一般家庭の耐震化に対する助成制度について、必要経費等の検証を行い、無利子貸付等の様々な手法について検討する必要があります。	一般家庭の耐震化については、平成24年度から新たに耐震化診断を行う際の費用の助成制度を創設する予定です。実際の改修に要する費用の助成につきましては、今後、慎重に検討してまいりたいと考えます。
2	公共施設の耐震化については、避難場所となっている施設も数多くあるため、早急に耐震診断を行い、耐震化に向けた対策を検討する必要があります。	対策本部となる市庁舎については、本年度、耐震診断を実施しており、年度内に診断結果が出る予定です。また、各避難所については、昨年10月から取り組んでいる専門機関による各種検証の中で、耐震性などの検証を進めているところです。 耐震化工事を行う場合は、相当の費用が見込まれることから、実際の改修にあたっては、各施設の建築経過年数や費用の平準化などを検討しながら、年次的な計画を立て着手することが必要であると考えております。
3	一般家庭及び公共施設の耐震化率の目標数値について、国で掲げている9割の建物を耐震化するという目標を参考に、見直す必要がある。	本市では、平成25年度の耐震化目標を70%としておりますが、国が掲げる90%達成が現実的な数字なのかどうかも含め、専門機関の助言を得ながら検討してまいります。

◆平成23年度 外部評価委員会意見に対する検討・改善結果

事業名	稚内ブランド創出事業 (No.171)	担当課	建設産業部水産商工課
-----	---------------------	-----	------------

	委員会からの意見	各所管における検討・改善結果
1	ブランド創出に当たっては、食に対して関心が高い女性の意見を取り入れる仕組み作りが必要である。	ご意見をいただき、その必要性を認識したことから、早速、次のとおり2名の女性に委員を引き受けていただきました。(平成23年10月18日、協議会承認済) ・稚内のみなとを考える女性ネットワーク代表 ・北海道フードマイスター等資格保持者
2	ブランド認証制度を制度化するに当たっては、他市町村における同様の制度のメリットや効果を把握した上で取り進める必要がある。	現在、準備を進めているブランド認証の仕組みは、他地域の類似団体の事例も参考にしながら検討してまいりました。 ブランド認証は、本市における地域産業の活性化に結び付けるため取り組んでいるものであり、今後、稚内ブランド認証を進めるメリットを企業や市民の皆さんに周知していく予定です。
3	認証されたブランド品は、本市以外の方々にも稚内ブランドとして認められるように、テレビ取材やイベントなど様々な広報媒体を活用して、積極的にPRを行う必要がある。	平成24年4月に「稚内ブランド」としての認証を初めて行う予定で、現在、その準備を進めているところです。そのPRについては、各種メディアへの発信、道内外で開催される物産展等のイベントに参加し、積極的にPRしていくことが有効だと考えております。 また、「稚内ブランド」を市内外の皆さんに認知していただけるよう、効果的なPRを行うために関係機関にも協力を求めていく考えです。